

第二節 公領と莊園

一 京都平野の莊園

「豊前国図田帳」建久八年（一一九七）の「豊前国図田帳断簡」（『到津文書』）に次の記述がある。これに「断簡」の莊園 基づいて、鎌倉時代の土地制度を考えてみよう。

建久八年六月

〔京都郡北郷〕五百七十五丁五反廿内彌勒寺領二百六丁

薦乃庄八十丁 宇原庄十五丁 加納得善名百十一丁

苅田一郎丸六十丁 荒津四郎丸四十丁 貫勝円六丁 豆勝円五丁

〔前田庄〕宇佐宮領百四十丁

稻光○五十丁 薬丸十五丁 久光七丁 新香法師八丁 得永廿二丁 秋吉十五丁 恒松

五丁 武則五丁 安松二丁 本香法師十丁 糸永一丁 山金丸五十丁 〔永三丁〕

〔宇佐宮領〕津隈庄四十丁八石七斗四升庄 〔天平十九年始行
〔萬燈會地子米十七石五斗六升内并分〕

〔寺領〕百九十五丁

八十町 畠原庄十五丁 大乃井庄内十五丁

加納得善名八十五丁

勝円廿五丁 得万三丁 金丸三丁 五郎丸三丁 大乃井例名廿五丁

京都郡北郷は現在の苅田と行橋市西部にあたる。この史料では、葵乃庄・宇原庄・津隈庄・畠原庄といった荘園と、加納得善名・大乃井例名といった名田、苅田二郎丸・荒津四郎丸といった地名のみを記したものに分類することができる。

荘園は、太政官や民部省の許可を得て立券し、中央の権門を領家・本家と仰いで、私領として公認された土地で、免税措置がとられた。

名田は荘園内にも国衙領にもみられる。概して、近畿地方は一～三町歩の規模で、家族で経営できる程度の小規模なものである。九州や関東のような辺境になると一〇～三〇町歩にも及ぶ大規模なものとなる。この場合は自分の屋敷内に住む下人・所従だけでは耕作しきれないから、近辺の小農民に請作させ、年貢・公事・夫役を徴収することになる。

名田は、国衙領の場合、郡司・郷司をはじめとする国衙の役人たちが徴税を分担して請け負う。別の史料には、保・浦・別符・村・名と表現して現れる。これを京都郡・仲津郡について検出すると、第1表のようになる。

もつとも、鎌倉末期になると、庄名が消失して庄内の名のみが残つたり、名なまが村や保に変わつたりする。また平安末期には国衙領である別名・浦・別符・保・村の税の一部または全部が、諸種の事情によつて、字

第2章 鎌倉時代の豊前国

佐宮や宇佐弥勒寺などへ寄進され、その私領と化す傾向があった。例えば、宇佐宮の定例の神事や社殿造替、弥勒寺の定例の仏会は国家の責任において行われてきた。平安末期になると、国衙からの納入物が滞るようになつたので、地域を指定して一定量の税の物をその寺社へ納めるようになつたが、それさえ滞る場合、寺社側から役人が派遣され、その地に住居を構えることになる。こうして国衙領が私領に変わってしまう例が少なくなかつた。

宇佐宮と弥勒寺の莊園 豊前国の国衙（政庁）が所在する京都郡・仲津郡は、国衙領が最も多く存在するはずであるが、鎌倉時代には、宇佐宮領・弥勒寺領の方が国衙領を超えるほどになっている。鎌倉幕府が成立したころの記録と考へられる「宇佐宮神領大鏡」（『到津文書』）によると、京都・仲津両郡内の宇佐神領として、津隈庄七〇

第1表 国衙領と庄園

公私		単位	仲津郡	京都郡
国衙領	郷浦	仲北郷・仲東郷・仲西郷125.5町 城井浦287町余・横瀬浦2.6町・高屋浦・幡野浦 平嶋保	南郷・北郷・窪郷	
	保村	下長江村・大豆俵村・元永村	屋山保・光国保8町 高久村	
	別名	記多良野名13町・稻同名・流末絹富名38町 流末益枝名38町・今男丸名10町・小犬丸名7町 三郎丸名5町・法師丸名3町・仲臣今男名10町 香丸名10町・弥富名32町・立石名	菊丸名7町・富光名8町・得永名・延永名10町 恒光名6町・屋山福丸名7町・入学寺名50町・今富名 秋吉名・山金丸名・葉丸名・久光名・勝円名 得善名等	
	庄園	大野井庄120町 天雨田庄80町 伝法寺庄加納300余町	津隈庄70町・黒田庄・窪庄・麿野庄80町・宇原庄15町 苅田庄60町カ・堅嶋庄・畠原庄・下崎庄・京都庄 吉田庄70町 荒津別符40町・津隈弁分	
	私領			
	別符			

丁（康平四年＝一〇六一成立）、仲西郷一四丁、仲東郷三三丁、仲北郷（弥富三三丁、久永四丁、秋吉一・二丁）三七丁余、京都南郷一一・三丁、京都北郷七五・二丁、伝法寺庄（本庄四〇丁、加納三〇〇余丁）三四〇余丁、仲東郷城井浦二八七・八丁、仲東郷横瀬浦二一・七丁の合計八七一丁余が書き上げられており、同じころの記録と考えられる「弥勒寺喜多院所領」（『石清水文書』）の中に、^{くさの} 莓野庄六〇丁、宇原丸田名田庄田一〇丁、畠原庄^{畠田八丁}、大野井庄^{庄田八〇丁}、伝法寺、豆勝円三〇丁、菊丸名田七丁、荒津別符四〇丁、^記 多良野名一二三丁、入学寺五〇丁、流末絹富四〇丁、同益枝^{木本八丁水意成房} 全丸六丁、同香丸一〇丁、三郎丸五丁、小犬丸七丁、今男丸一〇丁、法師丸三丁、菩提院八丁、屋山福丸七丁、仲臣今男六丁、光国八丁、延永名田一〇丁とみえ、なお若干の所在不明地があるとはいゝ、五〇〇町歩以上が書き上げられている。両者を合計すると一三〇〇町歩を超す。京都・仲津両郡で田数三六〇〇町歩（京都北郷の田数五七五町をもとに推計）とすると、約三〇^{セント} が宇佐宮寺に關係ある土地になる。しかし、宇佐宮や弥勒寺の莊園といつても、半不輸の莊園といつて、租の半分だけが宇佐宮寺に納められる場合もあり、また不輸の権を得ていても、不入の権がなければ、租の全部を領家である宇佐宮寺へ納められるが、莊園内に住む農民から庸・調・雜徭（のち年貢・公事・夫役へ変化した）などの課役を国衙が收取することになる。また本来国衙領である保・浦・別符・別名は、税の一部が宇佐宮寺へ納められるのであって、残りの税は国衙へ納められ、国守以下の国衙役人の手当や中央政府へ送られるのである。このように、莊園と国衙領が混在する平安中期から鎌倉時代にかけての土地支配体制を莊園公領制という（第1表・第1図参照）。

しかし、鎌倉時代になると、国衙や幕府が把握した莊園・公領の田数は固定し、したがつて、課税対象も

第2章 鎌倉時代の豊前国

固定するから、一定量の税を国衙や領家へ納めれば、莊園や公領内で新田が開発されて田数が増加し、徴税量が増えても、開発領主である莊官や郡司、郷司、名主の私腹を肥やすことになったと考えられる。



第1図 中世の公領と莊園